

---

## 第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 5 日 )

平成 2 6 年 9 月 2 9 日 ( 月 曜 日 )

---

### 議事日程

平成 26 年 9 月 29 日 ( 月 曜 日 ) 午 前 9 時 30 分 開 議

#### 1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 88 号 大山町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 89 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 90 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 91 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 5 議案第 93 号 平成 25 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 94 号 平成 25 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 95 号 平成 25 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 96 号 平成 25 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 97 号 平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 98 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 99 号 平成 25 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 100 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 101 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 102 号 平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 103 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第 16 議案第 104 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 105 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 106 号 平成 25 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 107 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 108 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 109 号 平成 25 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 110 号 平成 25 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 112 号 平成 26 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 113 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 114 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 115 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 116 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 28 議案第 117 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 29 議案第 118 号 平成 26 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 30 議案第 119 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31 請願第 6 号 子ども・子育て支援新制度の実施に関する請願書
- 日程第 32 陳情第 4 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第 33 陳情第 5 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書
- 日程第 34 陳情第 6 号 少人数学級の推進をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書

- 日程第 35 発議案第 6 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第 36 発議案第 7 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書の提出について
- 日程第 37 発議案第 8 号 少人数学級の推進を求める意見書の提出について
- 日程第 38 議員派遣について
- 日程第 39 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 40 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 41 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 42 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 43 閉会中の継続調査について（議会基本条例調査特別委員会 所管事務調査）
- 日程第 44 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員（16 名）

1 番 加 藤 紀 之	2 番 大 原 広 巳
3 番 大 杖 正 彦	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 圓 岡 伸 夫	6 番 米 本 隆 記
7 番 大 森 正 治	8 番 杉 谷 洋 一
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岩 井 美 保 子	14 番 岡 田 聡
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 野 口 俊 明

#### 欠席議員（なし）

#### 事務局出席職員職氏名

局長 ……………小 谷 正 寿      書記 ……………提 嶋 護 大

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森 田 増 範      教育長 ……………山 根 浩

副町長	……………小西正記		
教育次長兼学校教育課長	……………	齋藤匠	
総務課長	……………酒嶋宏	社会教育課長	……………手島千津夫
中山支所総合窓口課長	杉本美鈴	幼児教育課長	……………林原幸雄
大山支所総合窓口課長	門脇英之	企画情報課長	……………戸野隆弘
税務課長	……………野間一成	住民生活課長	……………森田典子
建設課長	……………野坂友晴	水道課長	……………白石貴和
農林水産課長	……………山下一郎	農業委員会事務局長	……………田中延明
福祉介護課長	……………持田隆昌	保健課長	……………後藤英紀
観光商工課長	……………福留弘明	会計管理者	……………岡田栄
観光商工課参事	……………齋藤淳	代表監査委員	……………後藤洋次郎
人権推進課長	……………松田博明	地籍調査課長	……………野口尚登

午前9時30分 開会

開議宣告

○議長（野口 俊明君） おはようございます。

9月定例議会もいよいよ、本日が最終日となりました。討論、質疑討論等ありますが私もなるべく分かりやすいようにゆっくりとやりますので、皆さんもお間違えのないようによろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案88号

○議長（野口 俊明君） 日程第1、議案第88号 大山町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の制定についてを議題にします。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この議案に反対します。

説明の中で、組織活力の維持のためにはこの条例が必要だという説明をされました。私は、組織は人を大切にこそ機能するものだと思います。組織活

力の維持のために早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の制定が必要だとは思えないのでこの議案に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第2 議案第89号

○議長（野口 俊明君） 日程第2、議案第89号 大山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第3 議案第90号

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、議案第 90 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 議案第 91 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 91 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題にします。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 議案第 93 号 ～ 日程第 22 議案第 110 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 5、議案第 93 号 平成 25 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 22、議案第 110 号 平成 25 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 18 件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。平成 25 年度決算審査特別委員長 吉原美智恵君。

○決算審査特別委員長（吉原 美智恵君） それでは決算審査の報告を行います。

平成 26 年 9 月 9 日第 7 回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成 25 年度決算審査特別委員会に付託された、平成 25 年度一般会計及び各特別会計並びに企業会計決算認定議案について審査しましたので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告いたします。

事件名はお手元にありますように、議案第 93 号 平成 25 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 110 号 平成 25 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで。

事件の内容は決算審査です。

審査の経過、付託を受けた 18 議案について、分科会方式により 9 月 11 日、12 日、16 日の 3 日間、審査を行い、委員全員による全体審査を 24 日に行いました。

審査の結果、次の付帯意見をつけて、付託を受けた 18 議案すべてを認定すべきものと決定いたしました。

付帯意見を朗読いたします。

(1) 平成 25 年度は、自主財源である税収において、景気の回復傾向から法人税が増加し、また「鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業」や「鳥取県地域の元氣臨時交付金」等、有利な補助金や起債を活用した事業が実施されたため、安定した財政運営が図られ、基金残高は 51 億 5,747 万 3,000 円に増加している。

一方、財政構造における経常収支比率は、前年度に続き 1.1 ポイント低下して 85.3%となり、徐々に改善しつつあるが、硬直化の目安となる 80%は依然として超えている。

平成 25 年度には 7 戸販売ができたナスパルタウン団地であるが、さらなる販売促進に努めるとともに、他の町有地の売却や貸付け、ふるさと納税の収入向上等を推進し、自主財源の確保を図られたい。

また、地方交付税も平成 27 年度には合併による特例措置が廃止され縮減されていくことを深く認識し、引き続き将来を見据え健全かつ安定した財政運営に努められたい。

(2) 町税や住宅使用料、国民健康保険税、保育料、給食費、住宅新築資金等貸付金、介護保険料、下水使用料、水道使用料等に、5億6,664万8,000円の未収金がある。毎年、滞納対策については監査委員や議会も指摘しているが、滞納対策室と担当課の連携を緊密にし、滞納者の実態調査や督促を確実にを行い、未収金の削減に努められたい。

特に住宅新築資金貸付金については、連帯債務者への督促、債務の引継ぎの確認・相続人への督促などを確実に実施し、実効ある滞納対策の取り組みを求める。

(3) 大山恵みの里づくり計画の策定から8年が経過するものの、恵まれた自然を活かし農林水産業と連携した新たな観光地の形は、今なお見えてきておりません。

公社組織が、町の計画および公社の設立理念に沿って、効率的・効果的に事業実施できるよう、体制強化に努められたい。

また、観光局を中心に、観光客のニーズに応えられるような大山ツーリズムの取り組みを強化されたい。

(4) 国民健康保険直営大山診療所は、地域医療の拠点として貢献を果たしてきたが、平成21年7月に医師の退職により固定医が不在となり、以来、応急体制で診療が行われている。

2階の入院病床及び介護病床部分は、平成23年度から、地域密着型介護老人福祉施設として、民間事業者の有償で貸与され一定の収入があるが、1階の診療所部分は患者数が減少し、赤字が拡大している。固定医確保の是非も含めて、診療所のあり方を根本から検討されたい。以上であります。報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第93号 平成25年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） この一般会計決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

本決算の中には、子育て支援関係、老人福祉関係の事業、個人用住宅等改善助成事業等々、住民福祉の増進のための施策が執行され、評価すべき点もあります。しかし、問題点を指摘しなければなりません。毎年積み上げられる基金の利活用



や、基金に関する方針について、明確になっておらず気になるところではありますが、ここでは同和施策について改革が必要であるという点を述べて反対討論をしたいと思います。

国の同和対策事業は 33 年間の時間と国、地方自治体合わせて 15 兆円の予算を費やして、12 年前の 2002 年平成 14 年 3 月をもってすべて終了しました。その成果として、地区の生活改善は大幅に改善され、結婚や進学、就職の問題も大きく改善しました。特に解決の困難だった結婚問題も今や自由な結婚が大山町内で進んでいます。ましてや子どもたちのなかには、同和問題はありません。つまり社会問題としての同和問題は基本的に解決しております。

しかし、本町では部落差別がある限りとの理由で、同和対策を見直すことなく万年と続けられており、これで本当に何をするのか、同和対策を終了することができるのか、大いに疑問があります。

本町の同和対策には、平成 25 年度は、約 1 億円が使われました。格差がもう解消する中で、特別扱いとして固定資産税の減免、進学奨励金の給付、特定新規学卒者就職支度金の給付、地区学習会補助金の交付などが続けられています。そのような施策はいつもでも同和地区を固定化することになり、解決を遠ざけることになります。

つまり特別扱いをやめない限り、問題は解決しないということであります。今こそ特別施策対策を廃止して、一般施策に移行する、つまり同和対策を終了することによって、同和地区も地区外もない平等な関係を作ることが必要であります。

それに関する同和地区をいつまでも存続させることになる同和施策をもったこの決算を私は認めることができません。

以上一般会計決算認定についての反対討論とします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 議長、8 番。

○議長（野口 俊明君） 8 番 杉谷 洋一君。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） しゅしゅ前に出てきました。無所属の杉谷です。よろしくをお願いします。

先ほど大森議員は、いつも大森議員の自論であります同和問題、述べられました。私もそれを聞いておってですね、大山町に同和問題というのは、結構根強い差別があるというのは皆さんご承知のことだと思います。で、そういうなかで、もうこれは解決されたという話でした。特にこの 25 年度の決算審査において、なか

で大森議員もこの決算そのものは認めるというお話もありました。で、まあ我々のですね、まあこの後、おそらく圓岡議員も言われるとか、あると思いますから先をもって私どもが言わしていただきますが。

これをですね、我々がこの特別委員会を設置したのは、皆さんの総意で作ったものです。そういうなかで吉原委員長、委員長を決めてそういうなかで小さいところはそれぞれの委員会に付託して、しっかり審議お願いしますということであったわけじゃないですか。そこで、我々総務委員会は議案によっては2時間以上掛けた議案もあります。今、大森議員がおっしゃった同和新築問題につきましても、これも結構時間掛けてやりました。2時間掛けました。そういうなかで審査をし、まあ課長を委員会にお呼びして、課長が細かい資料も提出願って、課長あたりから監査委員さんの皆さんから指摘あった部分については、こういうように努力しました。ただまだまだちょっと力不足のところもありますけど、一生懸命やる、とそういうことがあったもんで、我々としても委員会としてはですね、皆さんどうですか、これは、と何回も言って、何かご質問、質疑ありますか、総務委員会の皆さんありませんということで、これは採択ということで決しました。

それをもって今度は議員全体の、吉原委員長の基に各委員長が報告して議論をしました。で、吉原委員長が、議論を途中で止めたとか、もう新規を止めるとか、そういうことでなしに、「どうですか、皆さん。何かありませんか、ありませんか」3回も4回も叫んでそれで皆さんがじゃあこれは皆さん全会一致でなら採択ということにしましょうや。まあ中にはいろいろ意見もあったかも分かりません。ただ私思うにですね、そういうこともやってですね、我々そういうところでしっかり議論をして、さらにこういうぐあいに終わった、その時に内容言っておられずにですね、こういう場で何かということ、私はそういう人はそういうことを言われることちょっと理解に苦しみます。はっきり言って。何か他の意図で汲まられんではないかなというふうに、そういうことを思うわけです。まあそういうことで議員の皆さん、まあいろいろまた今後あると思いますけど、そのことを十分ですね、ご理解いただいて賛成討論、よろしく願います。以上願います。

(拍手する者あり)

○議長(野口 俊明君) 他に討論ありませんか。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) え、次に原案に反対者の発言を許します。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 私は、7月に滋賀県にある全国市町村国際文化研修所で行政評価を活用した決算審査について研修をしてきました。これを踏まえれば、この決算の問題点はたくさんありますが、その中でも今回問題にするのは総務費の日本海政経懇話会負担金と風疹ワクチン予防接種と人権施策です。

日本海政経懇話会負担金について私なりに評価をすれば、町長がこの会に何回出席したかも、課長が把握をせず、またこの会で学んだことが、どう町政に生かされているかも分からないまま、毎年支出をされています。5万2,500円ですから、町長が自分で負担できる金額ではないでしょうか。この予算は次年度に向け廃止をすべきだと思います。

また風疹ワクチン予防接種では、今年の6月議会で146万円の予算で議決をしましたが、何度となく減額補正をし、結果、26万9,000円の実績で、率にすれば18.4%にしかありません。旧中山町では町報に啓発のための掲載を行い、かつ対象者全員に個人通知をしても、無料での定期接種が終わった時点で44.3%の人しか接種をされませんでした。そういう実績を踏まえれば、結果として146万円の当初予算は過大だったのではないのでしょうか。もし146万円が必要なほど、対象者がおられたのなら、もっともっと積極的な対応が必要だったと思います。

滋賀県での研修で紹介をされた秩父市では、基本事業評価シートを使って、各事業の評価を行っておられます。

本町でも町民のためになる事業も行っておられますが、成果の見えない物。多少の成果はあっても結果当初予算の2割にも満たない事業もあります。きっちりと内部で各事業に対する評価をしてもらって、次年度の予算に活かしていただきたいと思います。

人権施策でいけば、例えば北栄町では、生活相談員を兼務による廃止など、特定の集落や団体に対する事業や補助金に対し見直しをされています。本町も今後交付税が削減される中で、人権施策の予算の見直しを図るべきだと思います。他にも問題はありますが、以上3点を指摘して、私の反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 93 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから議案第 94 号 平成 25 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 94 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 94 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから議案第 95 号 平成 25 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 住宅資金等貸付事業特別会計決算の認定に反対の立場で討論をします。

住宅資金等貸付事業特別会計ですが、これは予算の段階から起き上がっていません。貸付金元利収入の当初予算は調定額が僅か 4.86%しか上がっており、初めから全額徴収する姿勢がありません。そして決算書で 1 年間の徴収結果をみますと、現年度分で 45.8%、滞納繰越分で 2.5%、全体では僅か 4.3%しか回収できておりません。

そのため、平成 25 年度の住宅資金貸付金の滞納額が約 3 億 1,600 万円であります。これは大山町の総滞納額の半分以上を占めており、毎年同じような状況を繰り返しております。3 億円以上もの多額な滞納を生み出した根本には、当初のずさんな貸付費用に起因するものがあると思いますし、このような決算を認めるわけ

にはいきません。ただ、今年度は、監査委員より、審査意見書に初めて住宅新築資金等貸付金の滞納金回収について指摘が行われました。今後、借入者の詳細な現況把握、あるいは返済計画の策定などが実行されることを私は期待しつつ、反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大杖 正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 私は平成 25 年度大山町住宅新築資金など貸付特別会計に賛成の立場で討論いたします。

私たち総務常任委員会では、先ほど委員長が申しましたように 2 時間もの時間をかけてこの件については、議論いたしました。この事業は全体で当初 70 数億の大事業であり、まち全体に大きな経済効果をもたらした成果もございます。しかし、先もありましたように、償還すべき金額の滞納額が 3 億円あまりあることは大きな問題であり、これについては、歴代の担当課長が時効援用を防ぐべく償還計画の確約をして実行中でもあります。担当課としては、担当努力を怠っているとは思いません。

起債の償還予定は平成 33 年度であり、その後は人権推進課が隣保館や担当地域と協力して人権尊重のまちづくりを推進することに期待し、賛成討論といたします。

（拍手する者あり）

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） え、次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をします。この特別会計だけで収入未済額は先ほど大森議員が言われたように約 3 億 1,600 万円あります。現年度収納率は 45.8%、滞納繰越分にいたっては 2.5%にすぎません。滞納原因では、借受人の死亡 27 件約 6,800 万円、破産によるもの 11 件で約 2,200 万円だと委員会のなかで報告を受けていますが、最低限この 38 件、約 9,000 万円については筋道をはっきりすべきだと思います。真面目に一生懸命返済をされている方もおられますが、3 億円を超える収入未済額に対し、今後どのように解決をされようとしているのかまったく分からないので、この決算に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 95 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 95 号は認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 96 号 平成 25 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 96 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 96 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 97 号 平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 97 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 97 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . -----  
○議長（野口 俊明君） 議案第 98 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対します。

この決算書をみれば、この特別会計が成り立つためには、一般会計から約 1,820 万円が必要です。決算審査特別委員会の中で 4 万 5,000 人の来場者があったという報告がありましたが、ではこのうち、いったい何人の町民の方が利用されたのでしょうか。

また町に対する経済波及効果はいくらあったのかは分かりません。昨年も述べましたが、議員必携の 273 ページには決算審査の着眼点として、「金をいくら使ったか」ではなく「町民のためにどのような仕事をしたか。その仕事の出来高と出来具合を見る」ことが主眼であることを十分理解して決算審査でありたい。こういうふうに書かれています。この議員必携に照らし合わせても、このような決算に私は賛成できないという事を述べ、私の反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 98 号は、認定するこ

とに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） 議案第 99 号 平成 25 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 99 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから議案第 100 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 国民健康保険特別会計決算の認定に反対の立場で討論いたします。

国民健康保険税は平成 25 年度に、一人平均年額 9,479 円引き上げられました。そのためでしょうか、過年度分の滞納が、前年度に比べて大幅に減っているにも関わらず、現年度分の滞納は 0.4%。約 10 万円増加しています。そして国保税の滞納額は現年度分と過年度分合わせて 1 億 800 万円になります。合計滞納額が、2,000 万円減ったものの、他の税と比べれば、国保税の滞納額は、ダントツに多いことに変わりはありません。それは国保加入者が国保税を払うのに四苦八苦されている実態を物語っています。

だから国保加入者の立場に立つならば、国保基金をもっと取り入れることによって国保税の引き上げは、すべきではなかったと考えます。そのため、国保税の引き上げによって執行された平成 25 年度決算を私は認めることはできません。以



上、反対討論でした。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対します。

国民健康保険特別会計は約1億850万円の収入未済額を抱える大変な特別会計です。この収入未済額は高すぎる国保税に原因があると思っておりますが、そのような状況の中で、早期発見・早期治療の要である「人間ドッグや脳ドックのための疾病予防費。25年度は約2,720万円ですけれども、この費用については基準外繰り入れで賄い、早期発見・早期治療に努めるべきだと思いますので、この決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 11番 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） この決算についてはですね、毎回同じ方が同じことを申されるので私も同じことを言わないといけないのかなと思っております。この本会計は、税制改正や基金の取り崩し、わが町では、一般会計からの繰り入れは、今のところやっておりません。それについては、国、県外とのこの会計はこの会計で決算をするというような指導もありその基金の取り崩しで、基金もだいぶ減ってはいるものの、受益者の税を上げることによって今は会計を賄っていると。私はそういうふうを考えております。

この会計は、国、県、あるいは各町がさまざまな議論をしつつ、非常に悩んでいる会計ではあると認識しております。そのなかで県のほうでですね、事業主体を県が受け持ち、今後一帯でこの問題を解決するという方向づけが成されており、それについては、わが町も今後要望を集めながら、これからやっていくというようなことを決めておるところであります。

何が言いたいのか、私は今回、町としてはベストな方法でやっているということで賛成をしております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 100 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 100 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） 議案第 101 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をします。この会計について、ある人に相談したところ、違法性はないが好ましいことではない。議会の議決を経れば問題はない、との回答でした。

光熱水費を比較すると名和診療所は 42 万 1,396 円。一方大山口診療所は 254 万 8,095 円です。名和診療所の約 42 万円の光熱水費は実態を表していないと思います。

質疑の中で西山議員が触れられたように、特別会計ですから一般会計からの繰り入れ、操出しもできるわけですが、今のやり方は技術的にできるのにしない、言わば怠慢です。一般会計ならいざ知らず、特別会計ですから、きちんと会計処理すべきだということを述べ、私の反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であり

ます。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 101 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） 議案第 102 号 平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 102 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから議案第 103 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 103 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから議案第 104 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 104 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 104 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） 議案第 105 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 105 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 105 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） 議案第 106 号 平成 25 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対します。

電気事業連合会のホームページを見ると、イギリスの再生エネルギー財団は2012年に陸上風力発電設備の耐用年数が、政府や業界による想定よりも短くなるとの調査結果を公表しています。これによると、陸上風力発電設備の耐用年数は従来見通しの20から25年に対し、10から15年程度にとどまるという結果になっています。また北栄町では同じMD77という風車ですが、17年で計画されています。580万円の基金造成ができたといいますが、県の試算によれば解体費用で約1億5,000万円掛かります。いつ何があるかわからない状況では、将来にツケを回すのではなく、早急に解体・撤去のための1億5,000万円を基金造成する必要があると思うので、この特別会計の決算に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（８番 杉谷 洋一君） 議長、８番。

○議長（野口 俊明君） ８番 杉谷 洋一君。

○議員（８番 杉谷 洋一君） この件に関して私は賛成の討論をします。

圓岡議員さんとは、総務委員会のなかで、これを喧々諤々やったなかで、課長をお呼びして話を聞いて送電価格も上がって、今年度は初めて繰入金で、一般会計から繰入金はゼロになりましたよということと、それからあなたがいつもおっしゃってる解体費用というのはすぐにはすぐ貯めるじゃなくて年次的に貯めるということ、我々委員も十分理解して皆さんで、そこで委員会で、採択という、まあ、圓岡議員さんは反対でしたけど。そのあたりを十分ご理解の上、毎回毎回だったら私も毎回毎回この文書作ってきておきますので、それを読み上げます、今後は。終わります。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第106号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 107 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 107 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 107 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから議案第 108 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 108 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 108 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから議案第 109 号 平成 25 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

んか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 109 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 109 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 110 号 平成 25 年度大山町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 110 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 110 号は、認定することに決定しました。

#### 日程第 23 議案第 112 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 23、議案第 112 号 平成 26 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 112 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 112 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 24 議案第 113 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 24、議案第 113 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 113 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 25 議案第 114 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 25、議案第 114 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。



これから議案第 114 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 114 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 26 議案第 115 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 26、議案第 115 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 115 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 27 議案第 116 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 27、議案第 116 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成

の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 116 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 28 議案第 117 号

- 議長（野口 俊明君） 日程第 28、議案第 117 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 117 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 29 議案第 118 号

- 議長（野口 俊明君） 日程第 29、議案第 118 号 平成 26 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 118 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は 10 時 45 分といたします。  
午前 10 時 35 分休憩

午前 10 時 45 分再開

日程第 30 議案第 119 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、日程第 30、議案第 119 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第 119 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、大山町中山温泉館に付随する飲食施設の名称を改称できるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

この施設は、指定管理業者の管理のもとに「お食事処なすぱる」という名称で従来から営業を行っておりますが、店舗の経営内容にともなった名称に変更することを可能とするものであります。

なお、本条例の施行日は、平成 26 年 10 月 1 日といたしております。以上で、議案第 119 号の提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 119 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 31 請願第 6 号～日程第 37 発議案第 8 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 31、請願第 6 号 子ども・子育て支援新制度の実施に関する請願書から、日程第 37、発議案第 8 号 少人数学級の推進を求める意見書の提出についてまで計 7 件を一括議題にします。

審査結果の報告と提案理由の説明を求めます。教育民生常任委員長 西尾 寿博君。

○教育民生常任委員長（西尾 寿博君） ただいま議題となりました請願第 6 号、陳情第 4 号、5 号、6 号の計 4 件についての教育民生常任委員会の審査結果の報告、および、発議案第 6 号、7 号、8 号の提案理由のご説明をいたします。

請願・陳情につきましては、平成 26 年 9 月 12 日に委員全員 5 人で審査しております。

まず、請願第 6 号 子ども・子育て支援新制度の実施に関する請願書についてですが、本町では充実した子育て・幼児教育施策が行われています。

子ども・子育て支援新制度は、27 年 4 月の実施に向け検討中であり、本請願を議会が先行して採択することは、子ども・子育て会議の議論を妨げることとなります。

採決の結果、全会一致で、不採択と決しました。

次に、陳情第 4 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情であります。過去の集団予防接種によってウイルス性肝炎にかかった方たちの苦しみは計り知れないところであります。国と B 型肝炎訴訟団で基本合意はなされていますが、賠償手続は煩雑なものであり、医療費助成制度の創設が求められます。

採決の結果、採択 3 人、不採択 1 人で採択と決しました。

次に、陳情第 5 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書ですが、地方の財政を考慮すれば、

義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元が求められます。

一方、教員給与ではなく、子供への教育費を増やすべきとの意見もありました。採決の結果、採択 2 人、不採択 2 人となり、委員長採決により採択と決しました。

次に、陳情第 6 号 少人数学級の推進をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書ですが、鳥取県では、各自治体と協力して少人数学級を実施しており、この取り組みを全国に広げていくべきだと考えます。

一方、教員数の確保がこの陳情の目的なのではないかとの意見もありました。採決の結果、採択 2 人、不採択 2 人となり、委員長採決により採択と決しました。

以上で、請願・陳情の審査結果の報告を終わります。

続きまして、発議案第 6 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

〔「議長、休憩お願いします」〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 休憩します。

（午前 11 時 2 分休憩）

（午前 11 時 7 分再開）

○議長（野口 俊明君） それでは再開いたします。

○教育民生常任委員長（西尾 寿博君） それでは続けさせていただきます。

発議案から始めます。

発議案第 6 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

平成 26 年 6 月 6 日教育民生常任委員会に付託されました陳情第 4 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情につきまして審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書、我が国におけるウイルス性肝炎、とくに B 型・C 型肝炎患者・感染者は全国で 350 万人以上いると推定されている。それは主に、輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における感染と言われており、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝がんに行進する重大な病気である。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B 型・C 型肝炎の根治を目的とし

たインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、多数の患者が医療費助成の対象から外れている。中でもウイルス性肝炎がより重篤化し、就労困難な状態にある肝硬変・肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に支障を来している。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝硬変・肝がん患者をはじめとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることが出来ない状況にあり、厚生労働省に設置されている肝炎対策推進協議会も実態に即していないとして、その見直しについて指摘しているところである。

平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」では、国内最大の感染症被害をもたらした事に対する国の責任が明記され、肝炎患者を救済することを国の責任と定めたが、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進まない。また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても「とりわけ肝硬変および肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって国におかれては、これらの患者の救済をするため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月29日  
鳥取県大山町議会議員 野口俊明。あて先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、厚生労働大臣 塩崎恭久様、衆議院議長 伊吹文明様、参議院議長 山崎正昭様、以上です。

次に、発議案第7号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

平成26年6月6日教育民生常任委員会に付託されました陳情第5号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書につきまして審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとって極めて重要なことである。しかし、

格差社会の進行により、貧困にあえぐ家庭が増加し、虐待・不登校・中途退学・進学断念といった深刻な影響を子どもたちに及ぼしている。このことは憲法第 26 条（教育を受ける権利・教育の義務）にふれる大問題である。十分に教育を受けられなかったため、就労において不安定雇用・低賃金労働を強いられやすく、貧困と格差が世代間に引き継がれる可能性がある。この問題の解決には、現在、先進国において最低レベルとなっている日本の子どもに関する公的支出を早急に先進国並みに引き上げること、特に家計基盤の弱い家庭には、子どもに係る給付を拡充する施策を早急に実施することが必要である。

しかしながら、義務教育費の国庫負担割合が 3 分の 1 に縮小されたこと、地方交付税の削減、経済不況による財政状況の悪化などから、自治体における教育予算確保は困難さを増しており、非正規教職員も増えている。教育条件の自治体間格差の是正は急務であり、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2015 年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること、以上。平成 26 年 9 月 29 日鳥取県大山町議会議長 野口俊明。あて先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎 様、文部科学大臣 下村博文様、総務大臣 高市早苗様、以上です。

最後に、発議案第 8 号 少人数学級の推進を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

平成 26 年 6 月 6 日教育民生常任委員会に付託されました陳情第 6 号 少人数学級の推進をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書につきまして審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。少人数学級の推進を求める意見書、国において、小学校 1 年生、2 年生と続いてきた 35 人学級の拡充が本年度は予算措置されていない。日本は OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人あたりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1 学級の学級規模を引き下げる必要がある。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応

が必要となっている。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ、不登校など生徒指導等の課題もある。こうした諸課題の解決や子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育を行うには、少人数学級の推進が必要である。

文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26～30人を挙げている。そして鳥取県をはじめ、いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30～35人以下学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要がある。

少人数学級は、国における法改正や予算措置によって実施すべきものであり、2015年度政府予算編成においてすべての都道府県で35人以下学級が実現されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級を視野に、全学年で35人以下学級とすること。平成26年9月29日鳥取県大山町議会議長 野口俊明。あて先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、文部科学大臣 下村博文様、総務大臣 高市早苗様、以上です。

○議長（野口 俊明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

○議長（野口 俊明君） これから、請願第6号 子ども・子育て支援新制度の実施に関する請願書について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 本町では、一般質問のなかでもあったんですけども、これから12月議会でこれに関するこの新制度に基づいた条例も提案するということですし、それからこの定額についてもですね、新教育についても作成されるというので、これからこの新制度に基づくものが出せるタイムリーなその請願でないかなというふうに思ってきたわけですけど、その請願者からの請願項目をみますと、一つ一つは子どもとかあるいは保護者にわたった、保護者や子どもの立場からみればうなずけるなど。いいじゃないかなと。これはこれからの大山町のいろんな計画にも大いに参考になるんじゃないかというふうに私は思ったんですが、



その委員会での審査は不採択というところですが、どういう点が問題だったのか、教えていただきたい。どういう議論があったのか。

○議長（野口 俊明君） 教育民生常任委員長、西尾寿博君。

○教育民生常任委員長（西尾 寿博君） まあさまざまな実は意見があったわけですが、まず1番はですね、まずはっきり確定したわけではないということがまず第一番だったなというふうに思いました。

また、内容的にいい参考になる意見だとおっしゃられると思います。私もすべてにおいてとは思いませんが、そのような読ませていただいて思いましたが、ただ、現実的でない部分もあるというような意見もあり、今中身が発展していないなか、あるいは町のほうで進行するなか、そういった諸々の要因でですね、議会のほうで先だって議決をするというのはまだ時期尚早、ついてはですね、課のほうにはなるべく早くマニュアルどおりに基金を定めてくださいよというのは意見があったところであります。以上です。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 概ね、この請願だけはいいいじゃないかなという論議だったのかと。「いいわ」ということですが、とすれば趣旨としてはだいたい分かるということなら、趣旨採択もあり得たかなというふうに思うんですが、まあうちの議会はなるべく趣旨採択をせんということだったので、そういうことになったのかと思うんですが、そのほうはなかったんですかね。あえて趣旨採択しようではないかという議論は。

○議長（野口 俊明君） 教育民生常任委員長、西尾 寿博君。

○教育民生常任委員長（西尾 寿博君） はい。趣旨採択、ここで堂々とやれというような話、議会の中で決定していることであり、趣旨採択するというような意見はまず排除、委員長としてまず排除しておりますので、継続かあるいは採択、不採択というような決定でございまして、ここで意見する必要ないと思いますが、ただもう少し付け加えますと、大山町では、子ども育てはある程度、レベル的には上であろう。現状を維持することを進めていってください。あるいはいこうというような話も出たところであります。以上であります。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 先ほど答弁のなかではっきり確定をしていないとい

うことを述べられましたけれども、この間広報だいせん 10月号、各家庭に配られつつあるのかなとは思いますが、この中で保育所の入所児童の募集が来月 1日から始まります。そういったなかで同時に県政だよりも配られてきたわけですが、かなり複雑な制度だと思っていますけど、そういったなかで、今はつきり確定していないと言われましたけど、ちゃんと保護者に対して説明会をする必要があるのではないかと思いますけど、そのあたりどのように認識しておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 圓岡議員に。個人でなしに委員会の質疑の状況の質問をお願いいたします。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） なら、ちょっと訂正します。

○議長（野口 俊明君） はい、圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） そのあたり、委員会のなかで議論が出なかったかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 教育民生常任委員長、西尾寿博君。

○教育民生常任委員長（西尾 寿博君） はい、議長。そのようなことも含めながら進めたつもりでおりますが、当然そうだと思います。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず委員長報告に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この請願は採択すべきものだと思います。

例えば、請願項目 7 の保護者に支給認定や利用手続きなどについて、十分な新制度説明会を開催し周知してください、とあります。広報だいせん 10月号では、平成 27 年度の保育所入所児童を募集しますとして、約 1.5 ページを割かれていますが、県政だよりを見ると、小見出しに入園には市町村の認定が必要としてこう書かれています。新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用を希望する場合、左のとおり施設の種類に応じて、市町村の認定が必要になります。として左の表を見ると、手続きとして①保護者が認定申請をする②市町村が認定を行う③保護者が利用申し込みを行う、ここまでが一括でできるようですけれども、その後、④市町村が利用調整を行う⑤保護者が保育所、認定こども園、小規模保

育などと契約を行うと書かれています。もうすでに県政だよりと広報だいせんで書かれていることに、このように食い違う部分もあります。

また開所時間についても、子ども・子育て支援法施行規則（2014年内閣府令44号）の第4条保育必要量の認定は、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る）または平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る）の区分に分けて行うものとする、となっていますが、この内閣府令とも合わないものもあるようです。早急に入所を、特に新規に入所を希望される方や広域入所を希望される方に対し、支給認定や利用手続きなどについて、十分な新制度説明会を開催し、周知をする必要があると思うのでこの請願は採択すべきものだと思います。

○議長（野口 俊明君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君

○議員（9番 野口 昌作君） こども・子育て支援新制度の実施に関する請願です。ね、請願内容を見てみますと、やはりこの内容です。ね、非常に問題がある点があるというぐあいに私は考えております。そういうなかです。ね、これを先行して決定していくということになるとです。ね、いろいろな面で、本当に拘束してしまうような形になるということからです。ね、私はやっぱりこれはいい面も書いてございますけれども、このたびは不採択ということに決定して、説明会のほうのことを圓岡議員さんが言われましたけれども、まあそれらについてはです。ね、やはり十分進めてもらわないけんわけですけれども、内容的に問題があるということから不採択でしかたないでないかというぐあいに思います。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第6号を採決します。

お諮りします。この請願に対する委員長報告は不採択です。この請願は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、請願第6号は、不採択することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから、陳情第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医

療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず委員長報告に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 4 号を採決します。お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第 4 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

----- . ----- . -----  
○議長（野口 俊明君） これから、陳情第 5 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図る為の、2015 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず委員長報告に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 5 号を採決します。お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第 5 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから、陳情第 6 号 少人数学級の推進をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず委員長報告に反対者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 6 号を採決します。お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第 6 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） 発議案第 6 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 6 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----  
○議長（野口 俊明君） 次、発議案第 7 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 7 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----  
○議長（野口 俊明君） 発議案第 8 号 少人数学級の推進を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 8 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 38 議員派遣について

○議長（野口 俊明君） 日程第 38、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布していますとおり、1 番目は、9 月 30 日から 10 月 3 日にかけて、姉妹都市提携を結んでいます韓国ヤンヤン郡との交流事業に参加のため、杉谷洋一議員を派遣するものです。

2 番目は、滋賀県の国際文化研究所で 10 月 27 日～28 日に開催される市町村議会議員研修受講のため、大杖正彦議員、西山富三郎議員を派遣するものです。

3 番目も、同じく滋賀県の国際文化研究所で 11 月 5 日～7 日に開催される市町村議会議員研修受講のため、西尾寿博議員、近藤大介議員、吉原美智恵議員を派遣するものです。

4 番目も、同じく滋賀県の国際文化研究所で 11 月 17 日～18 日に開催される市町村議会議員特別セミナー受講のため、加藤紀之議員、岡田 聡議員を派遣するものです。

5 番目は、災害協定を結んでいる兵庫県養父市に 10 月 29 日、行政視察研修のため、全議員を派遣するものです。

6 番目は、北栄町で 11 月 25 日に開催される鳥取県町村議会議長会主催の議員研修会に、全議員を派遣をするものです。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

---

#### 日程第 39～日程第 44 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 39、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 44、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 6 件を一括議題にしま

す。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会基本条例調査特別委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。会議を閉じます。

平成26年第7回大山町議会定例会を閉会します。

---

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

---

午前11時29分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員